

9～14 消費税及び酒税以外の間接税各表

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成 13 年度中における消費税、酒税以外の間接税の申告又は処理による課税事績を掲げた。ただし、印紙税については平成 13 会計年度中の現金納付に係る分を掲げた。

2 間接諸税の概要

(9) たばこ税及びたばこ特別税

(1) たばこ税及びたばこ特別税は、紙巻たばこ等の製造たばこに対して課税される。

たばこ税の税率は、製造たばこ 1,000 本につき 2,716 円である。ただし、特定販売業者以外の者が保税地域から引き取るものは、1,000 本につき、6,252 円である。

なお、製造たばこの本数は、第一種（紙巻たばこ）の製造たばこの本数とし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定は、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって、第一種の製造たばこの一本に換算する。

また、たばこ特別税が平成 10 年 12 月 1 日から施行された。たばこ特別税は、たばこ税と同様に紙巻たばこ等の製造たばこに対して課税され、税率は製造たばこ 1,000 本につき 820 円である。

区 分	重 量
1 喫煙用の製造たばこ	
(1) 第二種（パイプたばこ）	1 グラム
(2) 第三種（葉巻たばこ）	1 グラム
(3) 第四種（刻みたばこ）	2 グラム
2 かみ用の製造たばこ	2 グラム
3 かぎ用の製造たばこ	2 グラム

(10) 印紙税

(2) 印紙税は、流通取引に関連して作成される文書に対して課税される。

印紙の税率は、次のとおりである（一般的な証書、通帳の主なものについて掲げた。）。

イ 不動産の譲渡契約書、消費貸借契約書、運送契約書

契約金額により 200 円～60 万円（契約金額 1 万円未満は非課税）

ロ 請負契約書

契約金額により 200 円～60 万円（契約金額 1 万円未満は非課税）

ハ 約束手形、為替手形

手形金額により 200 円～20 万円（手形金額 10 万円未満は非課税）

ニ 株券、出資証券、社債券、受益証券

券面額により 200 円～2 万円

ホ 預貯金証書、保険証書、信用状

1 通につき 200 円

ヘ 金銭、有価証券の受領書

記載金額により 200 円～20 万円（記載金額 3 万円未満は非課税）

ト 配当受領書、配当金振込通知書

1 通につき 200 円（記載金額 3,000 円未満は非課税）

チ 預貯金通帳、信託通帳、掛金通帳

1 冊 1 年につき 200 円

消費税及び酒税以外の間接税各表

リ 判取帳

1冊1年につき4,000円

(11 揮発油税及び地方道路税)

(3) 揮発油税及び地方道路税は、揮発油に対して課税される。

揮発油税及び地方道路税の税率は、揮発油1klにつき次の金額である。

揮発油税……………48,600円

地方道路税……………5,200円

計 53,800円

(12 石油ガス税)

(4) 石油ガス税は、自動車用の石油ガス容器に充てんされる石油ガスに対して課税される。

石油ガス税の税率は、課税石油ガス1kgにつき17円50銭である。

(13 石油税)

(5) 石油税は、原油の採取場から移出する原油又はガス状炭化水素及び保税地域から引き取る原油、石油製品並びにガス状炭化水素に対して課税される。

石油税の税率は、採取場からの移出数量又は保税地域からの引取数量につき次のとおりである。

イ 原油及石油製品……………2,040円/kl

ロ 天然ガス……………720円/t

ハ ガス状炭化水素（天然ガスを除く。）……………670円/t

(14 航空機燃料税)

(6) 航空機燃料税は、航空機に積み込まれる航空機燃料に対して課税される。

航空機燃料税の税率は、航空機燃料の1klにつき26,000円である。

3 統計表の収録一覧

統計表	収録項目			調査方法
	課税状況	課税状況の累年比較	関係場数等	
9 たばこ税及びたばこ特別税	○		○	全数調査
10 印紙税	○	○		〃
11 揮発油税及び地方道路税	○		○	〃
12 石油ガス税	○		○	〃
13 石油税	○		○	〃
14 航空機燃料税	○		○	〃